京都市交通局管理規程第34号

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者 交通局長 西村 隆

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を改正する規程

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を次のように改正する。

第38条に次の3号を加える。

- (11) 資産の評価
- (12) 繰延収益の償却
- (13) 引当金の計上

第59条中「規程第103条第4項」の右に「及び第5項」を加える。

第68条第1項中「資本勘定の借入資本金」を「負債勘定の固定負債又は流動負債」に 改め、同条第2項中「固定負債」の右に「又は流動負債」を加える。

第69条の見出しを「(払込額が額面価額と異なる企業債の整理)」に改め、同条を次のように改める。

第69条 払込みを受けた金額が額面価額と異なる企業債については、毎事業年度の末 日において適正な価格を付さなければならない。

第69条に次の1項を加える。

2 企業債に係る払込みを受けた金額と額面価額との差額は、原則として償却原価法により、払込みを受けた金額に増額又は減額する。

第70条中「規程第124条第5号」を「規程第124条第6号」に改める。

第77条中「及び繰延勘定の償却」を「,繰延勘定の償却,繰延収益の償却及び資産の評価」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員課長は、毎事業年度において決算整理のため、退職給付引当金、賞与引当金及 び法定福利費引当金の計上の手続きをとらなければならない。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の事業年度から適用する。 (交通局企画総務部財務課)